

京都市総合教育センターポータルサイト移行業務委託 受託候補者選定に係る審査基準

1 目的

本基準は、京都市総合教育センターポータルサイト移行業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて、受託候補者を公平かつ適正に選定するため、審査方法及び評価方法を定めるものである。

2 審査体制

審査は、次に掲げる本市職員 4 名で構成する受託候補者選定委員会が行う。

- ・ 京都市教育委員会事務局総務部学校事務支援室担当課長（情報化推進）
- ・ 京都市教育委員会事務局総合教育センター研修課長
- ・ 京都市教育委員会事務局総合教育センター研修課企画研修係長
- ・ 京都市教育委員会事務局総合教育センター指導室指導主事

ただし、組織改正、人事異動その他やむを得ない事情がある場合は、委員の構成を変更することがある。委員は、企画提案書、仕様要件対応一覧、見積書その他の提出資料を審査し、必要に応じて実施するプレゼンテーション又はヒアリングの内容を含めて評価する。

委員は、参加事業者との利害関係その他審査の公正性に疑義を生じさせる事情がある場合は、当該事業者の審査に加わらない。

3 審査の手順

段階	実施内容	取扱い
1	参加資格及び提出条件の確認	実施要項に定める参加資格、提出期限、提出方法及び契約金額の上限等を確認する。
2	必須要件の適合確認	仕様書及び仕様要件対応一覧により、必須要件を満たすことを確認する。
3	各委員による個別評価	各委員が提案内容を A から E までの評価段階で評価し、評価理由を記録する。
4	価格点の算出	審査対象となる契約期間内提案金額（税込）に基づき、所定の計算式で価格点を算出する。
5	選定委員会での協議	各委員の評価結果及び評価理由を共有し、総合的に協議する。必要がある場合は、理由を記録したうえで評価を確定する。
6	順位及び受託候補者の決定	最低基準点以上の事業者のうち、総合評価点が最も高い者を第 1 順位の受託候補者とする。

4 失格及び審査対象外

次のいずれかに該当する場合は、実施要項の定めに従い、失格又は審査対象外とする。

- ・ 参加資格を満たさない場合又は参加資格を喪失した場合

- 提出期限、提出先、提出方法その他の提出条件に適合しない場合
- 契約期間内提案金額（税込）が契約金額の上限を超える場合
- 提出資料に虚偽の記載がある場合
- 仕様要件対応一覧で必須要件を「×」とした場合その他必須要件を満たさないことが明らかな場合
- 調査用アカウント又は非公開情報を不正に使用した場合
- その他、実施要項に定める失格又は無効事由に該当する場合

記載内容に疑義がある場合、本市は説明又は資料の補足を求めることがある。ただし、提出期限後の提案内容の変更又は新たな提案の追加は認めない。

5 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、別紙3「企画提案書項目及び配点一覧」のとおりとし、提案内容 90 点、価格 10 点、合計 100 点とする。

区分	対象項目	配点
提案内容	項番 1 から 6 及び 8	90 点
価格	項番 7	10 点
合計		100 点

6 提案内容の評価方法

各委員は、項番 1 から 6 及び 8 について、次の評価段階により評価する。各評価項目の得点は、「当該項目の配点×得点率」とし、小数第 2 位を四捨五入して小数第 1 位まで算出する。

評価段階	判断基準	得点率	考え方
A	要求水準を上回る有益な提案で、具体性及び実現性が特に高い	100%	優れている
B	要求水準を上回る工夫があり、具体性及び実現性が高い	80%	良好である
C	要求水準を満たす標準的かつ実現可能な提案である	60%	標準的である
D	記載はあるが、具体性又は実現性が十分でない	30%	不十分な点がある
E	提案がない、要求水準を満たさない、又は評価できない	0%	評価できない

各評価項目の得点は、委員ごとに算出した得点の平均値とし、小数第 2 位を四捨五入して小数第 1 位までとする。

7 価格点の算出

価格点は、審査対象となる参加事業者の契約期間内提案金額（税込）を用いて、次の計算式により算出する。

$$\text{価格点} = 10 \text{ 点} \times (\text{審査対象者のうち最低の契約期間内提案金額（税込）} \div \text{当該参加事業者の契約期間内提案金額（税込）})$$

価格点は、小数第 2 位を四捨五入して小数第 1 位までとする。参加事業者が 1 者の場合は、当該参加事業者の契約期間内提案金額（税込）を最低の契約期間内提案金額（税込）として算出する。

契約期間内提案金額には、令和 8 年度中のクラウドサービス提供費その他本業務の履行に必要な費用を含む。令和 9 年度以降のクラウドサービス費、運用保守費及び 5 年間総費用は、価格点の算出対象には含まない。

令和 9 年度以降のクラウドサービス費、運用保守費及び 5 年間総費用は、提案内容の費用妥当性及び継続運用性の評価に用いる。

8 総合評価点及び最低基準点

総合評価点は、提案点と価格点の合計とする。

$$\text{総合評価点} = \text{提案点 (90 点満点)} + \text{価格点 (10 点満点)}$$

受託候補者として選定するための最低基準点は、次の両方を満たすこととする。

区分	最低基準点	趣旨
総合評価点	60 点以上	価格を含む総合的な適格性を確認する。
提案点	54 点以上 (90 点満点の 60%)	必須水準を満たす標準的な提案であることを確認する。

9 順位の決定

- 最低基準点を満たした参加事業者のうち、総合評価点が最も高い者を第 1 順位とする。
- 総合評価点が同点の場合は、提案点が高い者を上位とする。
- 提案点も同点の場合は、価格点が高い者を上位とする。
- 価格点も同点の場合は、項番 4「データ移行及び主要機能」の得点が高い者を上位とする。なお、それでも同点の場合は、選定委員会の協議により順位を決定し、その理由を記録する。

10 参加事業者が 1 者の場合

参加事業者が 1 者の場合も審査を実施する。最低基準点を満たし、かつ選定委員会が本業務を確実に履行できると認めた場合に限り、当該事業者を受託候補者として選定する。

11 評価結果の確定及び記録

- 各委員は、採点表に得点及び評価理由を記載する。
- 選定委員会は、単純な点数の合計のみで決定せず、評価結果、提案の実現性、重大な懸念事項及び費用対効果について協議する。
- 協議により個別評価を変更する場合は、変更後の評価及び理由を記録する。
- 選定結果は、実施要項及び本市の関係規程に基づき、参加事業者、評価点及び選定理由が分かる情報を公表する。